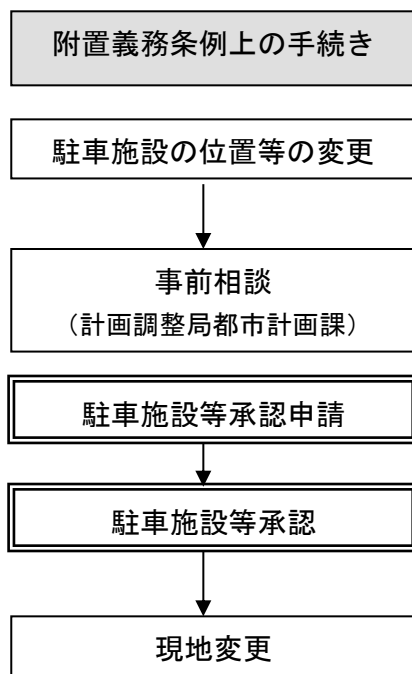


11. 敷地内の駐車施設等の位置等の変更について（条例第 16 条第 3 項）

建築物の竣工後、敷地内の附置義務駐車施設等の位置、規模及び構造を変更する場合は、あらかじめ市長の承認が必要です。（条例 16 条第 3 項、規則第 9 条第 2 項）
ただし、確認申請手続きを行う場合は、この限りではありません。

（1）承認の手続きの流れ



※申請から承認までの間に約 2 週間必要です。

（2）承認の申請に必要な書類

- ・ 駐車施設等承認申請書 2 通（このうち、1 通は写しでも結構です。）
- ・ 駐車施設等承認申請書の添付書類 各 2 通

番号	必要書類	縮尺	備考
1	付近見取図	1/5,000 以上	
2	配置図	1/300 以上	(変更前後の図面)
3	各階平面図	1/300 以上	(変更前後の図面)
4	断面図	1/300 以上	(変更前後の図面)
5	立面図	1/300 以上	(変更前後の図面)

※番号 2～5 の各図面に明示すべき事項は、規則別表 4 に記載のとおりです。

なお、変更前と変更後の図面に変更がない場合は、添付不要です。

（3）承認について

- ・ 申請内容を審査し、支障がない場合は、条件を付して駐車施設等承認書をお渡しします。
- ・ 支障がある場合は、理由を付して通知します。

駐車施設等承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

（申請者）住所
（法人にあつては事務所の所在地）
 氏名
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 （TEL）

建築物における駐車施設の附置等に関する条例第16条第3項の変更承認を受けたいので、同条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申 請 理 由				
当該建築物の概要	敷 地 の 位 置	区	丁目	
	敷 地 面 積	m ²	主 要 用 途	
	地 域 ・ 地 区	駐車場整備地区 ・ 商業地域 ・ 近隣商業地域 ・ 周辺地区		
	延 面 積 <small>（概ね容積対象面積）</small>	特 定 部 分	非 特 定 部 分	計
		m ²	m ²	m ²
	附 置 義 務 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）	設 置 台 数	台 台（荷さばき） 台（自動二輪車）
	工 事 着 手 予 定	年 月	工 事 完 了 予 定	年 月
前 承 認 番 号	第 号			
代 理 人	住所 氏名 TEL			

駐車施設等承認書

大阪市指令計（駐）第 号
年 月 日

（申請者）

住所

氏名

様

大阪市長

建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則第9条第2項の規定により
年 月 日付けで申請のあった件については、次のとおり承認します。

（承認条件）

1. 添付している申請内容について承認する。